

## 平成20年度自然環境保全地域等追跡調査（現地調査）地域の選定等について

### 1 平成19年度自然環境保全地域等追跡調査（現地調査）地域（12地域）

#### （1）自然環境保全地域（5地域）

選定理由： 経年変化を調査する必要があるため、原則、ローテーションにより選定する。

- ア 田之士里湿原（豊田市）・・・・・・・・平成17年度以来の調査
- イ 蓮華寺寺叢（海部郡美和町）・・・・・・・・平成17年度以来の調査
- ウ 青鳥山（幡豆郡吉良町）・・・・・・・・平成17年度以来の調査
- エ 大沼（北設楽郡豊根村）・・・・・・・・平成17年度以来の調査
- オ 壱町田湿地（知多郡武豊町）・・・・・・・・平成17年度以来の調査

#### （2）すぐれた自然（7地域）

選定理由： 経年変化を調査する必要があるため、原則、ローテーションにより選定する。

- ア 寂光院（犬山市：飛驒木曾川）・・・・・・・・平成14年度以来の調査
- イ 六所山（豊田市：愛知高原）・・・・・・・・平成14年度以来の調査
- ウ 面の木（豊田市：天竜奥三河）・・・・・・・・平成14年度以来の調査
- エ 泉福寺（田原市：三河湾）・・・・・・・・平成14年度以来の調査
- オ 香嵐溪（豊田市：愛知高原）・・・・・・・・平成12年度以来の調査
- カ 阿寺の七滝（新城市：天竜奥三河）・・平成12年度以来の調査
- キ 闇苧溪谷（岡崎市：本宮山）・・・・・・・・平成13年度以来の調査

#### （3）自然環境保全地域候補

選定理由： 自然環境保全地域候補地の見直しのため、一昨年及び昨年度で全地域を調査したので、本年度は調査を行わない。

### 2 調査地域の分担

協議会において、各部門（植物、動物、地形・地質）の専門調査員による相互調整により、分担し、決定する。

### 3 調査期日

職業が教諭である専門調査員については、職務（学校教育）に支障のない日に実施する必要があることなどから、原則、日曜日に実施することとし、具体的には、協議会において、各部門（植物、動物、地形・地質）の専門調査員による相互調整により決定する。